

竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務

業務委託プロポーザル要項

平成29年2月

福島県檜葉町

建設課

1. 目的

楡葉町では平成27年9月に避難指示が解除され、住民の帰還が始まっているところである。

竜田駅東口においては、福島第1原子力発電所の廃炉に向けた電力会社や関連会社の受け皿となるための基盤整備が進められているところである。

一方、元来の町の都市機能が集積していた駅西口エリアにおいては、土地の所有形態の影響等から一体的に空き地となるエリアが見受けられるなど、今後町民の帰還が進み永続的に住み続けていくためには生活者の視点からの市街地の再生を図っていく必要がある。

そこで本業務は、地権者等の町民のまちづくりへの思いを踏まえた駅西口地区や対象範囲のまちづくりの方向性について検討を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

(3) 業務の対象範囲

別紙のとおり

(4) 業務内容

別紙「竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託仕様書」による。

(5) 事業全体スケジュール

現時点でのスケジュール想定は、以下のとおりである。

事業者選定	平成29年2月中旬まで
計画策定業務	平成29年2月中旬～平成29年3月31日

(6) 委託上限額

16,956,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. プロポーザルの実施について

(1) プロポーザルの方式

- ア. 公募型プロポーザル方式とする。
- イ. 審査は、1段階方式（提案書にて実施する。）
- ウ. 最優秀、優秀の提案者を選定する。

(2) プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル要項配布期間	平成29年2月6日～平成29年2月10日
プロポーザル要項等に係る質問書提出期間	平成29年2月6日～平成29年2月10日
プロポーザル要項等に係る質疑回答	平成29年2月10日
提案書提出期間	平成29年2月6日～平成29年2月10日

審査	平成29年2月10日～平成29年2月14日（予定）
審査結果の通知	平成29年2月15日（予定）
契約締結交渉	平成29年2月15日～平成29年2月17日（予定）

4. 参加資格要件

4-1 提案書の申請者に関する要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者でなければならない。共同企業体による参加を可とし、共同企業体の場合の構成員数は最大3者までとする。

なお、共同企業体として参加する場合は、提案書提出時に共同企業体協定書（第8号様式）を提出すること。

又、下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は応募書類に虚偽記載があった場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- (2) 檜葉町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、評価基準日（平成28年12月5日（企画提案書の提出期限の日））に工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月1日訓令第1号）に基づく指名競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 建設コンサルタント登録をしていること。（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）（改正平成23年3月14日国土交通省告示第263号））
 なお、共同企業体による参加の場合はいずれか一企業による登録を有していること。
- (4) 檜葉町暴力団排除条例（平成26年6月20日条例第9号）に規定する暴力団及び暴力団員並びに社会的非難関係者に該当する者でないこと。
- (5) 過去10年間において、同種業務・類似業務を完了、あるいは同種業務・類似業務に関する事業運営に関する実績を有する者であること。

○同種業務

福島県内における国、地方公共団体による中心市街地のまちづくり計画に関する業務

○類似業務

国内における既成市街地のまちづくり計画に関する業務

- (6) 共同企業体の場合は、上記（1）～（5）に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。

尚、共同企業体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

4-2 配置予定管理技術者に関する要件

配置予定管理技術者については（１）に示す条件を満たし、且つ（２）の実績を有する者を配置すること。

尚、設計共同体による参加の場合は、設計共同体の代表者の中から管理技術者を配置すること。

（１）保有資格等

・下記いずれかの資格を有する者

ア．技術士（建設部門）

イ．一級建築士

ウ．RCCM

エ．大学卒業後１３年、短大若しくは高専卒業後１８年、高校卒業後２３年以上で都市計画に関する業務の実務経験を有する者

（２）同種業務・類似業務実績

・過去１０年間において上記４－１（５）に記載する同種業務または類似業務を受注し完了した実績を有する者。

（３）直接的雇用関係

・予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない

５．本プロポーザル参加者等に係る制限事項

（１）本プロポーザル参加者の重複参加は、認めない。

（２）次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザル段階において、プロポーザル参加の担当者（「配置予定技術者の実施体制」（第５号様式）に記載される担当者全てをいう。）及び協力者などの関係者になることはできない。

ア．プロポーザルの審査委員（９（１）参照）及びその家族

イ．事務局関係者及びその家族（担当事務局については、６のとおり）

ウ．本プロポーザルの審査委員、担当事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

エ．審査委員が他に所属する場合において、その委員の現所属に属する者

６．担当事務局

本プロポーザルに係る各種手続、連絡先、提出先、問合せ先等は、以下のとおりとする。

担当部署：福島県楡葉町建設課

住所：〒979-0696 楡葉町大字北田字鐘突堂5番地の6

TEL：0240-23-6106（直通）

FAX：0240-25-1234

E-mail：toshikei-n@town.naraha.lg.jp

7. 本プロポーザル要項等に係る質疑回答について

本プロポーザル要項等に係る質問は、下記のとおりとする。

(1) 受付期間

平成29年2月6日(月)から平成29年2月10日(金)まで(「檜葉町の休日定める条例(平成元年条例第23号)」(以下「条例」という)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールのみとする。質問書(第9号様式)に簡潔にまとめ、担当事務局へ送信すること。

メールのタイトルは竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託(事業者名)とすること。

電子メールのアドレスは上記6と同じ

(3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア. 本プロポーザル要項及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ. 上記(1)、(2)を遵守しない質問

ウ. 質問書以外による質問(電話、口頭等による質問)

(4) 回答

提出された全ての質問書に対する回答は、平成29年2月10日(金)に電子メールにて回答することとする。なお、質問者の事業者名は、公表しないこととする。

8. 提案書等の提出等について

(1) 条件等

本プロポーザルにおける業務の提案内容は、竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託仕様書第6条業務内容に示す業務(以下「業務」という。)における提案とすること。

(2) 提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提案書及びその他の資料(以下「提案書等」という。)に必要事項を記入し、署名・捺印の上、提出すること。

ア. 参加申込書(第1号様式)

イ. 企業の業務実績(第2号様式)

ウ. 配置予定管理技術者の経歴等(第3号様式)

エ. 配置予定管理技術者の業務実績(第4号様式)

オ. 配置予定技術者の実施体制(第5号様式)

カ. 実施方針（第6号様式）

キ. 技術提案（第7号様式）

ク. 見積書（見積書明細書を添付のこと。）（任意様式）

ケ. その他の書類

- ・（第1号様式）においては、檜葉町入札参加資格の通知書「参加資格あり」の写し、建設コンサルタント登録の写しを添付すること。
- ・（第2号様式）、（第4号様式）においては、記載する業務に係る契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者名、請負者が確認できる部分）及び仕様書（業務内容の確認できる部分）又はTECRISの写しを添付すること。
- ・（第3号様式）においては、記載した保有資格の資格証等の写し及び本業務の受注者と配置予定管理技術者の間における直接的雇用関係を証明する書類を添付すること。

※共同企業体による参加の場合、各構成員のイ. 企業の業務実績（第2号様式）を作成し、ケ.その他の書類にある資料を添付すること。

（4）提案書等の様式は、指定のあるもの以外は任意とする。

用紙のサイズ	日本工業規格「A4判」とし、（3）のア～ケの順で綴じ込み、左綴りとする。（背表紙付きのファイルブック等の使用可）
フォント	10.5ポイント以上、書体は任意
言語、通貨及び単位	日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（5）提案書等の提出方法等

ア. 提出期間

平成29年2月6日（月）から平成29年2月10日（金）までの条例第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午後12時から午後1時を除く。

イ. 提出方法

持参又は郵送による提出とする。郵送により提出する場合は、平成29年2月10日午後5時15分まで必着とする。

電送によるものは受け付けない。

ウ. 提出場所

檜葉町建設課

エ. 提出部数

提出部数は、10部（正本1部、写し9部）とする。

（6）提案書類の作成に関する留意事項

様式 留意事項

様式	留意事項
(第2号様式) 企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が平成18年度以降に受注した業務実績について記載する。 ・記載する件数は最大2件とする ・1件につき、A4判1枚以内に記載する。 ・共同企業体による参加の場合は、各構成員の業務実績（最大2件）を作成する。
(第3号様式) 配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者について資格・業務経験等について記載する。 ・保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・業務経歴欄には、平成18年度以降に従事した業務を記載し、記載する件数は最大2件とする。
(第4号様式) 配置予定管理技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者が平成18年度以降に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する件数は最大2件とする。 ・1件につき、A4判1枚以内に記載する。
(第5号様式) 配置予定技術者の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定（管理・担当）技術者を記載する ・本業務に従事予定の担当技術者の氏名、所属・役職・担当する業務を記入すること。
(第6号様式) 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施における具体的な方法、フローチャート、配慮すべき事項、業務の実施体制図等、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき内容の提案を行う。 ・A4判2枚以内に記載する。
(第7号様式) 技術提案	<p>(テーマ1) 竜田駅西口地区のまちづくりを推進するために必要な要素となりうるものの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4判2枚以内に記載する。 <p>(テーマ2) テーマ1で挙げた要素を活用して考えられるまちづくりの方向性の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4判2枚以内に記載する。
(任意様式) 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・記載様式は特に定めない。

9. 審査

(1) 審査体制

提案書等の審査は、「竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員

会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

審査委員会は、次に掲げる6名で構成する。

総務課長
復興推進課長
産業振興課長
建設課長
環境防災課長
新産業創造室長

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア. 4に掲げる資格を有しない者又は5に掲げる制限事項に該当する者が提出した場合
- イ. 提出書類等に提示すべき事項の全部又は一部が提示されない場合
- ウ. 虚偽の記載がされた場合
- エ. 8に掲げる提案書等の提出方法等を遵守しない場合
- オ. 審査委員又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- カ. その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 審査の方法

9(2)の失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う。審査は、全て非公開とする。

(4) 審査の内容

審査委員会において、提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位の者を最優秀提案者として特定する。

なお、評価の合計点の最上位者が2者以上あるときは、該当者のうち下記の順で各項目の評価点が最も高い1者を最優秀提案者とする。

- ア. 技術提案
- イ. 配置予定管理技術者評価

また、評価の合計点が次点の者を優秀提案者として決定する。

(5) 評価項目

評価項目		評価基準	評価の ウェイト
企業 評価	業務執行 技術力	・平成18年度以降に完了した同種又は類似業務の実績 を下記の順位で評価する ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績が1件、又は類似業務の実績が2件以 上ある ③類似業務の実績がある。	① 10点 ② 5点 ③ 0点

		※共同企業体の参加による場合は、代表者の評価を採用する。	
配置予定管理技術者評価	技術者資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の順位で評価する <ul style="list-style-type: none"> ①以下のいずれかの資格を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（建設部門） ・ 一級建築士 ②以下のいずれかの資格を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ R C C M ③以下のいずれかの実績を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学卒業後 13 年、短大若しくは高専卒業後 18 年、高校卒業後 23 年以上で都市計画に関する実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 10 点 ② 5 点 ③ 0 点
	業務執行技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ①同種業務の実績が 2 件以上ある ②同種業務の実績が 1 件、又は類似業務の実績が 2 件以上ある ③類似業務の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 10 点 ② 3 点 ③ 0 点
小計			30 点
実施方針	業務理解度 実施手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業や本業務に対する理解度が高く、業務に対する意欲が伺える場合、優位に評価する。 ・ 業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、優位に評価する。 	15 点
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に必要な資格を有する適切な管理技術者、担当技術者が配置されている場合、且つ業務遂行するうえでの体制が確保されている場合、優位に評価する。 	15 点
技術提案	評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与条件と整合性が図れているか ・ 必要なキーワード（着眼点、課題、実施方法）が網羅されているか ・ 提案内容に説得力があるか 	30 点
小計			60 点
業務実施の費用 (見積もり)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県等における基準、実績に照らして妥当な範囲での費用算定が行われているか。 	10 点
合計			100 点

(6) 審査及び結果通知

審査結果は、決定後、速やかに提案した全ての事業者に書面で通知する（ただし、契約

締結交渉が短期間であるため、第1報は、審査当日又は翌日に電子メールで連絡し、正式な書面は後日送付することとする。)

10. 業務委託契約

(1) 契約方法

本町は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約を締結するものとする。

ただし、最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合、及び本プロポーザル終了後失格事項(9(2)失格事項参照)又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当となった場合は、契約の締結を行わないこととし、優秀提案者と契約締結の交渉を行う。

11. その他

(1) 本プロポーザルに係る提出書類等の作成及び提出に要する費用等

本プロポーザルに係る提出書類等の作成及び提出に要する費用等は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類等の複製

本プロポーザルに係る提出書類等については、必要な範囲において複製を作成することがある。

(3) 本プロポーザルに係る提出書類等の返還

本プロポーザルに係る提出書類等は、返還しない。

(4) 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

ア. 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、受け付けない。

イ. 提案書等提出の際に発生した汚損・破損等

提案書等提出の際に発生した汚損・破損等については、本町は、一切の責任を持たない。

(5) 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

本プロポーザルに係る提出書類等の著作権は、提案者に帰属するものとする。

ただし、本プロポーザルに関する公表等及び本町が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。

(6) 異議申立て

審査結果についての異議申立ては、認めない。